

急傾斜地崩壊対策事業は 地域を守ります!!



急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の所有者や被害を受けるおそれのある方にかわり、鳥取県が皆さまの生命と財産、そして地域を守る事業です。

急傾斜地法※第9条に、急傾斜地の所有者、管理者又は占有者は崩壊を防ぐよう努める、被害を受けるおそれのある方は被害を除却・軽減するよう努めることが、定められています。 ※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜事業を進めるには、用地の提供、測量等の調査・工事施工時の立ち入り、関係者の調整や、完成後の日常的な草刈りなど、皆さまの協力が必要です。御協力よろしくお願いします。

急傾斜施設の効果事例（鳥取市岩坪 待受擁壁で土砂崩れを捕捉）



平成29年9月台風18号により土砂崩れが発生。

連続雨量 252mm 、 最大24時間雨量 240mm 、 最大時間雨量 53mm

待受擁壁で土砂崩れを捕捉。土砂災害から保全人家を守った。

急傾斜施設の整備事例（H28災害対応 鳥取市鹿野町岡木 岡井地区）

災害発生直後



整備後



平成28年9月の豪雨により土砂崩れが発生。

連続雨量 101mm 、 最大24時間雨量 99mm 、 最大時間雨量 19mm

平成29年12月 法面工完成。人家5戸を保全。

早めに避難しましょう。



大切な命を守るため、地域住民で声をかけあい、早めに避難しましょう。

近年、過去に経験したことのないような豪雨が頻発しています。想定以上の土砂崩れが発生すれば、被害が生じますので、急傾斜施設が完成しても安心することなく、早めに避難しましょう。

- 気象警報、土砂災害警戒情報、お住まいの市町が発表する避難情報に注意しましょう。**
- 年配の方や避難に手伝いが必要な方など、地域で声をかけあって、早めに避難しましょう。**
- 日頃から、避難場所や避難経路を確認するなど、避難訓練を行いましょう。**

【急傾斜施設が完成すれば・・・】

- 想定内の土砂崩れであれば、法面工で崩壊を防ぎ、待受擁壁で土砂を捕捉し、土砂災害を防ぎます。**
- 想定内の土砂崩れに対する急傾斜施設を整備すれば、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）の解除が可能です。**
- 想定以上の土砂崩れが発生しても、急傾斜施設により、土砂崩れの一部を捕捉し、避難に必要な時間をかせぐことができるとともに、被害を軽減しますが、万全ではありません。**

急傾斜事業を実施するには、急傾斜地崩壊危険区域に指定することが必要です。

- ・急傾斜事業を実施するには、急傾斜地法が適用される急傾斜地崩壊危険区域に指定することが必要です。
- ・急傾斜地崩壊危険区域内では、**急傾斜地の崩壊を防止するため、一定の行為（工作物の設置、改造、のり切、切土、掘削、盛土、立木竹の伐採等）を制限します。**（非常災害のため必要な応急措置、除伐又は倒木竹若しくは枯損（こそん）木竹の伐採等を除く。）
- ・急傾斜地崩壊危険区域内で一定の行為を行う場合は、許可が必要となりますので、最寄りの県土整備事務所又は県土整備局に御相談ください。



鳥取県県土整備部治山砂防課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

TEL: (0857)26-7385 FAX: (0857)26-8130 E-Mail: chisansabou@pref.tottori.lg.jp